

用語の解説

1 貯蓄

ゆうちょ銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託等の有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計をいう。

なお、貯蓄は世帯全体の貯蓄であり、また、個人営業世帯などの貯蓄には家計用のほか事業用も含める。

(1) 金融機関等への貯蓄

通貨性預貯金

ゆうちょ銀行の通常貯金、銀行及びその他の金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業・漁業の協同組合等）の普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金などをいう。

定期性預貯金

ゆうちょ銀行の定額貯金及び定期貯金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金、銀行及びその他の金融機関の各種定期預金、定期積金などをいう。

生命保険など

生命保険会社の積立型生命保険、損害保険会社の損害保険（火災・傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる積立型のもの）、農業協同組合の養老生命共済及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構で取り扱っている簡易生命保険などをいう。

有価証券

株式、株式投資信託、債券などをいう。債券には、公債と社債があり、公債には国が発行する債券（国債）や、都道府県など地方公共団体が発行する債券（地方債）などが含まれる。社債には銀行などの金融機関や、事業会社が発行する債券が含まれる。

(2) 金融機関外への貯蓄

社内預金、勤め先の共済組合などへの預貯金などをいう。

(3) 年金型貯蓄

生命保険会社の個人年金保険、財形年金貯蓄及び個人年金信託などの年金型貯蓄をいう。また、簡易生命保険のうち年金商品（旧郵便年金）も含める。公的年金（厚生年金、国民年金及び共済年金）や企業年金は含めない。

(4) 外貨預金・外債

ドルなど外国通貨建ての預金、株式、債券、投資信託、保険をいう。なお、外国の機関が発行する債券、投資信託であっても円建てのものは含めないが、二重通貨建てのもの（デュアルカレンシー債、リバースデュアルカレンシー債など）は含める。

2 負 債

ゆうちょ銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先会社、共済組合及び親戚・知人からの借入金並びに月賦・年賦の未払残高など金融機関外からの借入金残高の合計をいう。

なお、負債は世帯全体の負債であり、個人営業世帯などの負債には家計用のほか事業用の負債も含める。

(1) 住宅・土地のための負債

住宅を購入、建築又は増改築（修繕等工事も含む）したり、土地を購入するために借り入れた場合の借入金残高をいう。

(2) 住宅・土地以外の負債

生活に必要な資金、事業に必要な開業資金、運転資金などを借り入れた場合で、「(3) 月賦・年賦」以外の借入金残高をいう。

〔借入先〕

公的機関 住宅金融支援機構、都市再生機構、住宅供給公社、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫など）、郵便貯金・簡易生命保険管理機構などをいう。

民間機関 銀行、信用金庫・信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工組合中央金庫、生命・損害保険会社などをいう。ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を含む。

その他 社内貸付、勤め先の共済組合、サラリーマン金融、信販会社、質屋、親戚・知人などをいう。

(3) 月賦・年賦

乗用車、電化製品、衣類など月賦・年賦で購入した場合の未払残高をいう。

3 年間収入五分位階級・中央値

年間収入五分位階級とは、年間収入の低い世帯から高い世帯へと順に並べて5等分したもので、低い方から第 Ⅰ 階級、第 Ⅱ 階級、第 Ⅲ 階級、第 Ⅳ 階級、第 Ⅴ 階級五分位階級という。

中央値とは、貯蓄現在高、負債現在高を金額の低い世帯から高い世帯へと順に並べ、ちょうど中央に当たる世帯の値をいう。

なお、中央値を求める際には、金額が「0」の世帯は含めていない。

4 世帯数分布（抽出率調整）

調査市町村によって調査世帯の抽出率が異なるので、調整係数（抽出率の逆数に比例した乗率）を標本数に乗じて調整集計世帯数を算出し、これを1万分比で表示したものである。

5 標準級間隔

ヒストグラム（柱状グラフ）では、各階級の相対度数を高さではなく面積で表すが、そのようなヒストグラムにおいて基準となる階級の間隔（級間隔）を標準級間隔という。